

南アルプス市シティプロモーション戦略策定支援業務委託仕様書

1 業務委託名

南アルプス市シティプロモーション戦略策定支援業務

2 業務目的

南アルプス市が持つ強みや地域資源をはじめとする多様な魅力を市内外に効果的に発信し、認知度・知名度の向上を図るとともに、“行きたいまち・住みたいまち”に選ばれ、交流人口及び移住定住人口の拡大を目指すため、市が進むべき方向性を明確にしたシティプロモーション戦略を策定する。

3 履行期間

契約締結日から令和3年2月26日までとする。

4 業務の規模

本業務に関する費用は、6,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

5 業務の内容

(1) 現状分析の実施

南アルプス市の地域特性や魅力、イメージ等について把握するため、統計資料による各種基礎調査や市民アンケート調査結果に基づき、南アルプス市シティプロモーション戦略策定に必要な資料の収集、分析等を行う。

(2) 南アルプス市シティプロモーション戦略の策定

現状分析やワーキンググループ等の意見をもとに、南アルプス市が発信するイメージ・魅力をターゲット毎に設定し、明確化したうえで、戦略案を作成する。また、戦略に基づき実施する具体的な取り組みや事業を実施計画に定める（プロモーション活動の設定・地域資源の掘り起こし・プロモーションと連動する施策の抽出）。

- ① 市の魅力の洗い出し及び基礎的情報の分析
- ② シティプロモーション戦略の策定
- ③ 実施計画の策定

(3) キャッチフレーズ及びロゴマークの作成

南アルプス市の魅力を分かりやすく伝える印象的なキャッチフレーズとロゴマークを作成する。また、市内外へ南アルプス市をPRするためのポスターデザインを提案する。

- ① キャッチフレーズ・ロゴマークの作成
- ② ポスター、幟旗のデザインの提案、リーフレットのデザイン及びデータの作成

(4) シティプロモーション推進についての提案

南アルプス市シティプロモーション戦略を効果的に活用するため、情報発信方法や運用方法、推進体制や市民活動等について提案をする。併せて、本市のシティプロモーションをより盛り上げ、多くの人に注目されるような独自提案、また相乗効果が期待できるような提案をする。

- ① シティプロモーション活動の提案
- ② 効果的な情報発信方法や運用方法の提案
- ③ プロモーション推進体制の提案（庁内及び外部応援サポーター〔市民・団体・大学・企業等〕との推進体制の確立）
- ④ シビックプライド醸成の提案
- ⑤ 本市に対しての独自の提案

(5) シティプロモーション会議の開催支援

南アルプス市シティプロモーション戦略の策定に向け、地域の魅力やブランド力の向上についての市民の意見を集約するために実施する市民ワークショップの開催準備、会議の進行・助言、会議結果のとりまとめを行う（3回程度開催予定）。

(6) ワーキンググループの開催

南アルプス市シティプロモーション戦略の策定に向け、庁内若手職員を構成員とする検討会議の開催準備、会議の進行・助言、会議結果のとりまとめを行う（5回程度開催予定）。

(7) その他

上記に掲げる業務のほかに、シティプロモーション事業に資する業務があれば、専門的な見地から必要な助言、支援を行うこと。

6 成果品

本事業の成果品は次のとおりとするが、協議により変更する場合がある。

- (1) 南アルプス市シティプロモーション戦略冊子（A4版・フルカラー）200部
- (2) 南アルプス市シティプロモーション戦略概要版（A4版・フルカラー）500部
- (3) 南アルプス市シティプロモーション戦略実施計画（A4版・白黒・簡易製本）20部
- (4) キャッチフレーズ及びロゴのデザイン
- (5) ポスター及び幟旗、リーフレットのデザイン
- (6) 参考資料（業務で収集・作成・整理した図表等）
- (7) 上記の電子データを記録した電子媒体一式

7 その他

- (1) 委託業務の開始から終了までの間、業務内容全般を常に把握している選任の担当者を置き、業務の円滑な実施のために、定期的に委託者と連絡調整を行うこと。

- (2) 委託者が有している資料の提供については、委託者が提供する。
- (3) 著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は、市に帰属すること。
- (4) 委託業務に当たり、使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用权等の権利については、受託者において使用許可を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受託者はその一切の責任を負うこと。
- (5) 受託者は、南アルプス市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。また業務完了後も同様とする。
- (6) 受託者は、業務の遂行上知り得た事項を他に漏らしてはならない。
- (7) この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。